平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	4	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
提案団体	新見市				
制度の所管·関係府省					
	法務省				

求める措置の具体的内容

不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的経済的負担が増加している。

また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、"民間委託"により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を"直接"行うことは、法により制限されている。

本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的経済的負担が大幅に改善される。

現在、法務省との協議で、「受託事業者(民間事業者)が地方公共団体と協力して運営する手法として、受託事業者が創意工夫により、委託契約で求められている場所以外の場所で当該交付事務を行うという方法」を提案された。

しかし、この方法では機器の設置及びその運用に係る経費を本市が負担する必要があり、証明書等交付事務は法務省所管の事務であることから国の負担とすべきであるため承諾することが出来ないと回答している。

現状の法務局証明サービスセンターを本市に設置することに限らずそれ以外の交付方法(専用端末を設置せずに交付する等)の検討も合わせて要望する。

根拠法令等

不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条